

定 款

公益財団法人 三重県水産振興事業団

# 公益財団法人三重県水産振興事業団定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人三重県水産振興事業団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、水産業に関わる社会的、経済的基盤の整備開発及び漁業経営の安定に係る事業を推進し、もって時代の要請に即応した安全で安心な水産物を安定的に供給すること、並びに水産業の健全な発展を図るとともに地域経済に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産動植物の種苗生産、中間育成、放流、放流効果調査等の事業及び栽培漁業に関する普及啓発事業
- (2) 新水産技術の開発に関する事業
- (3) 漁場利用の合理化の促進に関する事業
- (4) 水産経営の安定化、効率化に関する事業
- (5) 水産動植物の生息環境の保全及び改善に関する事業
- (6) 水産に係る調査、啓発普及に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、三重県内において行うものとする。

## 第 2 章 財産及び事業計画等

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うための財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又は担保に供するときには、あらかじめ理事会及び評議員会

の承認を受けなければならない。

(財産の維持管理、処分及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事長は、前項の書類を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。また、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は第1項の定時評議員会の終結後、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48

条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けをする場合にあっては、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員12名以上16名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たされなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は、同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によつて設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

（権 限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

## 第2節 評議員会

（構 成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書等並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第21条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は年1回、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は年1回3月に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第23条 評議員会を招集する者は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者について第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会規則)

第30条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、並びに副理事長をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第32条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。



- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、この定款に定める定数に満たなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第36条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第37条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については評議員会で定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

(取引の制限)

第38条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
  - (2) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第40条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選任及び解職

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合。

(4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき監事が招集の請求又は招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定による場合には当該請求した理事が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は、理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を招集することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の互選により、理事会の議長を選出する。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として決議に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみな

すものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は第33条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長(理事長に事故あるときは出席した理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第48条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由によって解散する。

2 前項の規定によるほか、この法人は第3条に規定する目的を達成したとき又は目的達成の不能が確定したときは、第26条第1項の規定にかかわらず評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の多数による決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団

体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散等により精算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第55条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに基づき備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 評議員会及び理事会の議事録
- (7) 貸借対照表
- (8) 正味財産増減計算書
- (9) 財産目録
- (10) 事業報告書
- (11) 附属明細書
- (12) 換算報告書・会計監査報告書
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した重要な書類。
- (14) その他法令で定める書類

## 第8章 公告の方法

(公告方法)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第9章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるほか、この法人は運営に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

紀平正人	遠藤晃平	田中俊行	横山巧
川口薫	濱口邦夫	中村高則	上田敏博
長井理	畑芳晴	黒田耕一郎	井上作廣
田崎俊巳	阪本勉	岡田隆二	岩浪司
- 4 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	永富洋一	藤吉利彦	堀義道	城山幸一
	世古千里	久保智	坂憲正	中井正進
	角屋幸男	長野規一	千原一典	小高文博
監事	駒田修一	館隆克	寺村尚	
- 5 この法人の最初の理事長は永富洋一とする。
- 6 この定款は、平成25年3月26日に第31条2、第32条2、第40条(3)を一部改正(副理事長の削除)し、同日施行する。
- 7 この定款は、平成27年8月13日に第31条2、3、第32条2、第33条2、3、第40条(3)を一部改正(専務理事を副理事長に)し、同日施行する。
- 8 この定款は、令和2年6月25日に第31条2、3、第32条2、第33条2、3、第40条(3)を一部改正(副理事長を業務執行理事に)し、同日施行する。
- 9 この定款は、令和5年6月19日に第22条、第23条、第43条を一部改正し、同日施行する。